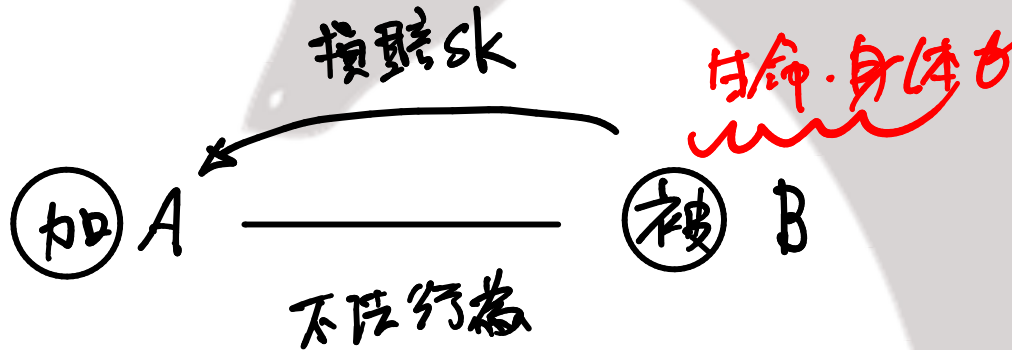


不法行為 宅建 R03(10)-08-4 <<#960>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが1人で居住する甲建物の保存に瑕疵があったため、甲建物の壁が崩れて通行人Bがケガをした(以下この問において「本件事故」という。)。本件事故について、AのBに対する不法行為責任が成立する場合、BのAに対する損害賠償請求権は、B又はBの法定代理人が損害及び加害者を**知った時から5年間**行使しないときには時効により消滅する。



【答え】 正しい

《ポイント》 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を**知った時から3年間**行使しないとき。
- 二 **不法行為の時から20年間**行使しないとき。

人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効

人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「3年間」とあるのは、「**5年間**」とする。

不法行為の消滅時効

- 知った時から **3年**
- ↳ 生命身体 **5年**
- 不法行為時から **20年**

《比較》 債権等の消滅時効

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一項第二号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

★ 債権の消滅時効

○ 知った時から

5年

○ 権利を行使することができる時

から 10年

↳ 生命身体 20年

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>